

所有者不明土地を活用して安全を確保したい

No.67

国土交通省

補助金等・税制優遇

| | |
|--------------|--|
| 支援の名称 | 所有者不明土地等対策の推進 |
| 制度の 趣旨・背景 | <p>人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化の進行により、所有者不明土地の更なる増加が懸念されており、その利用の円滑化の促進は喫緊の課題です。こうした状況を踏まえ、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）に基づいて所有者不明土地等の利用の円滑化や管理の適正化等を推進します。</p> |
| 制度の 内容 | <p>補助金</p> <p>■補助対象 市町村が作成する「所有者不明土地対策計画」に基づく以下の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有者の探索や、土地の利活用のための手法等の検討 ・土地の管理不全状態の解消（門、塀等の工作物や樹木の除去等） 等 <p>■補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国 1/3（地方 1/3） 等 -民間事業者等への補助は間接補助となりますので、市町村において補助制度を設けていただく必要があります。 <p>税制</p> <p>■特例措置の内容 所有者不明土地法に基づき、地域福利増進事業として、防災空地等の広場の整備、備蓄倉庫や非常用電気等供給設備等の災害対策の実施の用に供するものの整備等を行うために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得（2,000万円以下の部分）に係る税率を軽減します。また、当該事業の用に供する土地等に係る固定資産税等の課税標準を5年間2/3等に軽減します。</p> <p>■特例期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税・法人税等：令和5年1月1日～令和7年12月31日（3年間） ・固定資産税等：令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間） |
| 対象と なる方 | 上記の取組を行う民間事業者、地方公共団体 |
| 問い合わせ 先など | <p>国土交通省 不動産・建設経済局 土地政策課 TEL：03-5253-8290（補助金） 03-5253-8292（税制） ○関連 URL https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000099.html</p> |